

スクラム

2024年1月号
第225号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

2024年 龍が天に昇るがごとく
勢いをもって前進しよう！



中国帰国者の会 孫玉山さんから送られた切り絵です。

2024年の年頭にあたり所感を述べたい。

昨年の活動を振り返ってみて、スクラムユニオン・ひろしまとして総括しておかねばならない活動があった。そのひとつは、疑いもなく I・R さんの強制配転をめぐる C 社との闘争であった。この闘いについては、すでに何度か「スクラム」紙上でも触れてきたが、スクラムユニオンにとって組織の存亡に係わる闘いであった。とりわけ、出雲におけるブラジル人労働者組織化における分岐点をなすものであった。

事の発端は単純なことのように見えた。I・R さんが仕事にミスをしたことに対して、C 社から自宅待機が命じられたことである。本来であれば、ミスがなぜ起きたのか調査が行われ、今後、同様のミスが起きないように注意が喚起され、改善方向が明らかにされれば良いことであった。そのための聞き取り調査や改善点をめぐる討議のために本人たちが1日、2日現場から離れるということならば、あり得た話であったと思える。しかし、実際の展開はそんなものではなかった。何回かの事務折衝を経て明らかになったことは、I・R さんを彼の職場から追い出すというものに他ならなかった。それは、「別の職場なら明日にでも復帰させる。」「自宅待機は懲戒処分ではない。就業規則上規定された処分ではない」という C 社の発言からも明らかであった。

このことに対する職場労働者の反応は、鋭く事の本質を言い当てていた。「I・R さんはシンジカト（労働組合）の中心メンバーだから、ねらわれたんだ」「I・R さんを職場から追い出すことによって、シンジカト（労働組合）の力は大きくなったことはないと思わせたいんだ。」その通りに事態は進行した。職場では、I・R さんへの心配と今後どうなるのかという不安、スクラムユニオンは大きくなったことではないという不信感が増大した。もし、この闘争に敗北すれば、すなわち、I・R さんが職場に復帰できず、3か月にも及ぶ自宅待機期間中の経済的損失を回復できなければ、スクラムユニオンは大きな打撃を受けたであろう。それは I・R さんという中心メンバーを失うだけではなく、とりわけ、ブラジル人労働者の信頼を失うということであった。

絶対に、この闘争に負けるわけにはいかない。そこからはさまざまな戦術を練り、準備し、働きかけた。最悪の場合、労働委員会への救済申立や裁判闘争も準備した。最終的には、I・R さんの原職への復帰、経済的補償、今後、職場での問題は労使協議を持って解決していくことを確認して、終わった。I・R さんは昨年12月1日に無事、原職への復帰を果たした。復帰した彼を、職場の労働者は歓喜して迎えた。

私は、いまでも C 社がスクラムユニオンとの力比べに至ったのはなぜなのか、はっきり分析できてはいない。2018 年から昨年までの5年間をかけて、スクラムユニオンと C 社はブラジル人労働者が働きやすい職場を作り上げるために協調・協力する関係を築き上げてきた。（ここでの「協調・協力関係」とは御用組合が言うところのそれではない。）この労使関係を壊してまで、スクラムユニオンとの闘争を構えたことはなぜかという疑問である。そして、C 社が最終的にはスクラムユニオンとの協調・協力関係を優先した

ように見えることが現在の状況である。ただ、警戒心をゆるめることはできない。

実習生問題との関わり

もうひとつの闘いは、孤立出産して、死体遺棄事件として立件されたベトナム人実習生 S さんに対する支援活動である。（このことに関しては岩下執行委員が執筆しているので、それを参照してほしい。）

この活動の困難性は、実習機構にしても、入管にしても有罪判決を受けた実習生に対してどのような対応をしてくるのか、全く予測ができないことであった。最悪の場合、ベトナムへの帰国を命じてくることも考えられた。最終的結果として、12月11日、入管から実習再開のビザが下りることになった。当初、特定活動2か月の申請をしていたものが、書き換えて実習1号口での半年間のビザとなった。この時のホッとした気持ちは、言葉ではなかなか言い表すことができない。

保釈から数えても半年以上、シェルターで生活した S さんの頑張りも大したものだが、支援する会に集まり、それぞれ支えて下さった方々に厚く感謝したい。S さんは12月19日から、新しい会社で実習を再開している。

司法の劣化を前にして

一方、リキ・アムルーラさんの裁判は広島地裁でまさかの敗訴となり、高裁での審議も予断を許さないところとなっている。地裁判決がくつがえされるのなら、高裁での和解勧告なり、弁論が継続されていいはずだが、いとも簡単に結審となり判決日が言い渡された。さらには、広島県労委での不当労救済命令を受けたエス・アイ・エヌ事件が、広島地裁でくつがえされてしまった。これも思いもよらぬものであった。さらに、高裁でも即日結審で、判決は地裁判決を踏襲したものであった。スクラムユニオンとしては最高裁への上告を行ったが、どのように展開するのかは分からない。

これらの裁判を通して分かることは司法の劣化である。法律に基づいて裁かれるべきことはもちろんだが、それ以前に裁判官が思考停止に陥り、会社側主張を丸呑みにした結論しか出してこない。これでは裁判闘争を闘う意味さえなくなってしまう。このことはユニオン活動を行っていく上での合法的武器を失っていくことに等しい。それでもなお、われわれは前進していかなばならない。情勢の変化を前に、闘い方も変化が求められていると言える。典型的な闘いから得たひとつの教訓である。

最後にもう一点

昨年の活動の中で、心に刻み込まれた教訓がある。それは、さまざまな相談の中で、この労働者は何を根拠に闘っているのだろうかと思わされたことである。多くの労働相談を受けてきて、会社に対し、あるいは理不尽なハラスメントに対しての個人的な怒りや恨みが、闘いの原動力になることを否定はしない。だが、ただそれだけの根拠でもって、言ってみれば自分の恨みを晴らすためだけにユニオンの力を利用する人間と付き合っていると、非常に腹立たしい思いをさせられた。その闘いを通じて、他の労働者の労働条件、労働環境を改善していくという過程がまったく存在しないのである。これは労働運動ではない。単に個人のエゴイズムを満足させるためだけにユニオン活動が利用されているという苦い教訓である。

スクラムユニオンとして、一人の労働者の相談でも真摯に丁寧に付き合っ、問題の解決を図っていき
たいという思いは変わらない。だが、その過程を通じて「一人は万人のために、万人は一人のために」と
いう質を獲得できるようにしていかなければならないだろう。今年活動を迎えるにあたっての決意である。

年頭にあたっての決意表明

副委員長 竹本 淳一

2024 年年頭にあたり、執行委員として決意表明をしたいと思います。

長年、組織拡大を課題として取り組んできましたが、せっかく組合員になっても自分の問題が解決する
と組合を辞めていく人が相変わらず多いのが現状です。また、相談に対応できる人間も増やしていけない
と、相談件数が増えれば増えるほど対応が難しくなっていくというジレンマを抱えています。

打開策として、自分と同じような境遇の人が世の中には沢山いて、手助けしたいと思う人を会話の中
から見つけ、相談する側から相談される側に代わってみないかと持ちかけてみることも大事ではないかと
思います。たとえ自身が闘争中であっても、他の人の事例はとて勉強になり、その人自身のためになる
と思うからです。さらに、「スクラムユニオン・ひろしまに入って、相談に対応できる人間として、私た
ちと一緒に闘いませんか？」という、直接的な募集もしていくことが必要ではないかと思っています。スクラ
ムユニオンの後継者問題はあまり猶予がないと思っています。

次に、組合員同士の交流のために事務所のサロン化を提案します。出雲の事務所は開設して 1 年になり
ますが、広島事務所より多くの人が集まり、相談機能だけではなく、組合員同士の交流機能を果たして
いると思います。広島事務所も用事がなくても気軽に立ち寄り、世間話や談笑のできる場になる環境作
りも必要ではないでしょうか？

この度、執行委員の加藤さんの御尽力でスクラムユニオン・ひろしまのホームページが素晴らしいもの
に更新されました。すでにグループラインで執行委員の意見や活動報告等の交流ができるようになってい
ますが、いずれ、組合員同士の交流も新しいホームページ上で出来るようになればいいと思っています。

最後に、最近の相談事例として、パワハラによるものが増えているのが気になります。できれば、退職
に追いこまれる前にできるだけ早く相談していただければ、と願っています。労働相談に来る人の気持ち
に 100%沿うことはできませんが、少しでも問題の解決に向け、私自身も頑張っていく所存です。

祝！出雲事務所開設 1 周年

ホドリゴさんカ作
のケーキです。
見た目も味も最高





2022年11月20日、出雲事務所を開設して早や1年が過ぎた。1月8日に1周年を記念して、コミッティのメンバーを中心に記念パーティを行った。

パーティーは、まず委員長の音頭で乾杯をし、みんなの持ち寄ったブラジル料理をおいしくいただいた。中でも、イダ・ホドリゴさんが1日かけて作ったというケー

キはとてもおいしく、感動した。食事と対話がはずみ、和やかな一時を過ごすことができた。

この1年は毎週火曜日と水曜日は必ず出雲に行き、労働者の相談を受けてきた。このことが定着してきて、相談者も組合員も徐々に増えてきている。さらに、個別に会って相談を受けるので、信頼関係も深まってきていると感じる。監督署や年金機構、病院への同行もやりやすくなった。また、コミッティのメンバーが、相談活動に参加してくれるようになったことは、とても大きな力である。引き続きこの活動を続け、労働者のより多くの結集と強固な団結を築いていきたい。



東広島市技能実習生の乳児死体遺棄事件について

岩下康子

東広島市で起きた2つの事件

2020年11月、東広島市で農業の技能実習中のAさんが乳児死体遺棄事件で逮捕され、2022年5月31日に懲役3年執行猶予4年の刑を受けた。その約一年後、2023年4月に東広島市の水産加工技能実習生

Bさんが乳児死体遺棄の容疑で逮捕された。2名の女性に寄り添ってきたことから見える技能実習生の孤立出産問題について述べる。

事件の背景

Aさんの事件は後味の悪いものだった。裁判では、Aさんの相談を足蹴にした相手の男性が咎められることなく、中絶のために訪れた病院は、通訳不在を理由に複数回にわたり拒絶したことには何ら言及されなかった。監理団体は、自らの立場を守ることに終始した。制度の歪みに生殺与奪権を握られたAさんは、全ての罪を負って判決翌日に帰国した。現在、家族に支えられながら借金返済に追われている。

同時期に孤立出産した熊本県のリンさんの事件は、2023年3月、最高裁で無罪判決が下された。画期的な判決として注目し、支援者間の迅速な動きと拡大に感嘆し、その足跡を辿っていた丁度その時だった。

東広島市で2件目の乳児死体遺棄事件が発生した。逮捕されたBさんは入国後半年の技能実習生で、しかも19歳。事態が大きく動いたのは6月初旬。「日本語でのコミュニケーション能力が著しく低く、保護処分による更生援助は困難で実効性は乏しい」という理由で、家裁は検察官送致とした。

2人の共通点を見ると、相談したのは相手の男性のみで家族にも知らせていないこと（未婚）、入国後1年以内であり日本語力がないこと、妊娠がばれたら帰国させられると信じていたこと、ベトナムの農家出身であることだ。ベトナムの田舎では、今なお家父長的な慣習が残り、男女格差がある。未婚の女性が出産することに否定的な声があるために、親に相談できなかったのだろうと推察する。加えて、技能実習制度は妊娠・出産を前提としておらず、実際に帰国させられた妊婦は多くいる。妊娠・出産による強制帰国禁止の通達は、妊娠後の生活を何ら保障する付則はなく、空疎な紙切れに過ぎない。

Bさんの現在

スクラムユニオン・ひろしまは支援組織作りに動いた。筆者は国選弁護士と連絡を取り、Bさんと面会した。目の前にいるあどけない少女は、しっかりとした口調で、自分の思いを語る。妊娠や出産を他人事のように思っていたこと、生みたいと思っていたが、妊娠したら帰国させられると思っていたこと、どうしてよいかわからなかったことなど。性の知識も浅く社会経験もない女の子が、途方に暮れていた。

労働組合、ベトナム人支援団体、教会関係者などで組織した支援する会はBさんを保釈し、有罪の判決（懲役1年4か月執行猶予3年）を受けた後もシェルターで彼女の生活を支えた。有罪判決を受けた技能実習生が就労を継続できた事例はほとんどないことは承知していたが、新規雇用先を探し、在留資格の更新を粘り強く行った。Bさんは日本語の学習に専念し、通訳なしでも会話ができるまでに成長した。

2023年12月、事件発覚から8か月近くが経ち、内心では日本での滞在を諦めかけていたBさんだったが、就労が認められ、新たな職場での生活がスタートした。多くの支援者に感謝の念をこの場で伝えたい。本当にありがとうございました。

8月の法廷でBさんが述べた言葉を記す。「どんなに謝罪しても言葉に言い表せません。また、こんな事件を起こし日本の人々から嫌われていると思っていました。でも、支援してくれる人たちがいたこと

に、心から感謝します。今は何もできないが、将来に渡って恩返しができるように生きていきたい。」これに対する裁判官の説諭も胸に残る。「どうかお子さんのことを忘れず、支援する人がいることを忘れず、子どものためにも幸せに生きてください。」意図しない妊娠を防ぐこと、妊娠・出産の支援を全国で確立することは今後の課題となる。Bさんの明るい現在が、今後のよき先例となってくれることを切に願う。

闘争短信

東広島の総合物流会社で分会結成！

昨年末、東広島の総合物流会社P社で5名の労働者が結集してスクラムユニオンP社分会を結成した。

新システム導入に意見具申する社員を処分

このP社は、2021年4月から週休二日制を導入した。その際、従業員代表がそれに必要な人的措置を行うよう会社に具申した。しかし、マネジメント能力のない部長やイエスマンで周りを固めた社長はそれを無視し、人員増なしで週休二日制を導入した。その結果、当然長時間労働が蔓延し、労働基準監督署から是正勧告を受けた。

社長は、長時間労働の是正を目的にして、2021年からWMS（倉庫管理システム）、TMS（配送管理システム）の導入準備を開始した。現場に精通したA課長がこのシステムの問題点を指摘したところ、社長は「現状維持これ即ち後退」と決めつけ、始末書を書かせて彼を懲戒処分とした。システム開発責任者は、A課長から指摘された問題点に気付きながらこれを無視し、問題が表面化する直前に退職して逃亡した。システム導入後、問題が発覚すると、社長はそれを社員に責任転嫁した。

中堅社員に対する不当な人事異動の発令と懲戒処分

昨年11月17日に人事異動が発令されたが、以下の問題が発生した。①A課長とC課長は課長職を解任され、ベテラン配車担当Dさんとともに「企画開発・衛生管理室」という名の隔離部屋に異動させられた。このひどい仕打ちのため一人は精神疾患を発症した。②B課長は、課長職を解かれ「相談担当」という何をするのかわからない部署に異動させられた。③Eリーダーは、社長のイエスマンの社員に対してハラメントをしたとされ、訓告処分を受けた。それも会社が定めたパワハラ相談窓口を通すこともなく、懲戒委員会も開かれず、弁明の機会も与えられないまま処分されたのである。

団交で会社の降格人事撤回を求める

この社長の蛮行に対して、「若い社員のためにもこの会社を何とかしたい」と、5人の中堅労働者が立ち上がり、スクラムユニオンP社分会を結成した。すぐさま会社に5人の組合加入を通知し、隔離部屋実態の説明、降格処分の撤回などを要求書にして提出、団交開催を求めた。1月15日に団交が行われる。

「スクラムユニオン・ひろしま」のホームページが リニューアル！

ホームページにまずはアクセスしてください。

「生きやすい社会」「働くことが幸せにつながる社会」「安全で安心な社会」
そんな思いを込め、「スクラムユニオン・ひろしま」の新しいスタートを
お知らせします。

HP アドレス

<https://scrum-union.org/>
QRコードからもアクセスできます→



今後、多くの方の救済につながり、だれもが活用できるホームページになる
よう尽力します。皆様のご意見、ご感想お待ちしております。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

12月の報告 (一部抜粋)	1月の予定 (一部抜粋)
1日 エス・アイ・エヌ上告手続き、弁護士打ち合わせ	5日 こころ団交、GL分会正式発足
2日 安全運輸団交、最賃街宣	7日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会
3日 スクラムユニオン・執行委員会、ウトロ講演会	8日 出雲事務所開設1周年記念パーティ
4日 圭心工業団交、入管	9日 中労委調査(コムテック)
5/6日 出雲労働相談、フォーブル県労委命令交付	10日 フジアルデ事務折衝(出雲)
7日 フォーブル団交、打ち合わせ	13日 とっとりユニオン旗開き(土屋講演)
8日 MCC団交	15日 GL団交、実習生ネット(WEB)
9日 関生映画上映会「これから」	17日 ベルシステム団交
12/13日 出雲労働相談	19日 安全運輸団交
16日 統一コミティ(出雲)	20日 NPO事務局会議、メンタルヘルス講演会
19/20日 出雲労働相談、実習生ネット	22日 ユーシン裁判・ユニオンネット幹事会
21日 広島市交渉、GL分会、ふれあい学習会	25日 リキ損賠高裁判決、海田自動車学校団交
25日 MCC団交、Idee団交、足立弁護士打ち合わせ	27/28日 アスベストユニオン大会(新潟)
26/27日 出雲労働相談 他	2/4日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 他